

国税庁訓令第●号

国税庁行政文書管理規則（平成 23 年国税庁訓令第 1 号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年●月●日

国税庁長官 奥 達雄

国税庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令

国税庁行政文書管理規則（平成 23 年国税庁訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。

別 紙

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
国税庁行政文書管理規則	国税庁行政文書管理規則
目次 (略)	目次 (同左)
第1章～第9章 (略)	第1章～第9章 (同左)
<p>第10章 秘密文書等の管理 (特定秘密である情報<u>又は重要経済安保情報</u>が記録された行政文書の管理)</p> <p>第29条 特定秘密 (特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号) 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるものほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令 (平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準 (平成26年10月14日閣議決定) 及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた国税庁特定秘密保護規程 (平成26年国税庁訓令第26号) に基づき管理するものとする。</p> <p><u>また、重要経済安保情報 (重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律 (令和6年法律第27号) 第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。) が記録された行政文書については、この訓令に定めるものほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令 (令和7年政令第26号)、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準 (令和7年1月31日閣議決定) 及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた国税庁重要経済安保情報保護規程 (令和7年国税庁訓令第9号) に基づき管理するものとする。</u></p> <p>(特定秘密<u>又は重要経済安保情報</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全をする行政文書 (特定秘密である情報<u>又は重要経済安保情報</u>が記録された行政文書を除く。以下「秘密文書」という。) の管理)</p>	<p>第10章 秘密文書等の管理 (特定秘密である情報が記録された行政文書の管理)</p> <p>第29条 特定秘密 (特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号) 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるものほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令 (平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準 (平成26年10月14日閣議決定) 及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた国税庁特定秘密保護規程 (平成26年国税庁訓令第26号) に基づき管理するものとする。</p> <p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全をする行政文書 (特定秘密である情報が記録された行政文書を除く。以下「秘密文書」という。) の管理)</p>

別 紙

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
第30条 (略)	第30条 (同左)
第11章 (略)	第11章 (同左)
別表第1 (略)	別表第1 (同左)
別表第2 保存期間満了時の措置の基準	別表第2 保存期間満了時の措置の基準
1 (略)	1 (同左)
2 (略)	2 (同左)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (同左)
(4) <u>特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 <u>また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u>	(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。
(5)～(6) (略)	(5)～(6) (同左)